

6 年市長提出第 号議案

瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(徴収猶予) 第 2 0 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 月 <u>(ただし、急患等として保健医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年)</u> 以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 (1)から(4)まで <省略> 2 <省略> (過料) 第 2 2 条 市長は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは <u>第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、	(徴収猶予) 第 2 0 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 (1)から(4)まで <省略> 2 <省略> (過料) 第 2 2 条 市長は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは <u>第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは</u>

10万円以下の過料を科する。	<u>第4項の規定により被保険者証の返還を求められこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u>
----------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第20条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第 号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正等に伴い瀬戸市国民健康保険条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

保国発 0704 第 1 号
保高発 0704 第 1 号
令和 6 年 7 月 4 日

都道府県民生主管部（局）	}	御中
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長		

厚生労働省保険局国民健康保険課長
厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に
係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱いについて

国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、市町村及び国民健康保険組合並びに後期高齢者医療広域連合（以下「市町村等」という。）は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 44 条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 69 条の規定により、特別の理由がある者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の徴収猶予を行うことが可能であり、その取扱いについては「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 30 日付け保発第 21 号厚生労働省保険局長通知。以下「局長通知」という。）及び「一部負担金の減額、免除及び徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 24 日付け保総発第 0324005 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「高齢者医療課長通知」という。）でお示ししてきたところである。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、市町村等は、国保法第 77 条及び高確法第 111 条の規定により、条例又は規約の定めるところにより、保険料（税）を納めることができない特別の理由がある者に対し、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能である。

今般、各都道府県または市区町村の生活保護部局において、急患等として医療

機関を受診した国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者に対し、生活保護（医療扶助）の開始を職権で決定した後、当該者に資力があることが判明し、生活保護の廃止を行うとともに、当該者に対して治療等に要した医療費の全額を返還請求する事案が生じていることを踏まえ、こうした事案の発生を未然に防止するため、下記のとおり、市町村等の医療保険部局と生活保護部局とが適切に連携し、急患等として医療機関を受診した被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）について、必要に応じて徴収猶予をご活用いただくようお願いする。

記

1 事案及び事案への対応

認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方が、急患として医療機関を受診し、即時入院等が必要な場合等において、本人に治療に要する医療費の負担能力があるか否か不明であること、又は負担能力があるにもかかわらず預貯金を引き出せない等の事情により直ちには医療費を支払うことができないこと等により、生活保護部局が職権で生活保護（医療扶助）の開始を決定し、本人に代わり医療機関に医療費を支払う対応を行う場合がある。

こうした事案において、当該者が国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している場合、職権による生活保護の開始に伴い、本人の意思に関係なく被保険者資格を喪失するが、生活保護の開始を決定した後に、本人に資力があることが判明し、かつ、資力の活用が可能となった場合には、当該資力の範囲において生活保護の受給期間中の生活保護費の返還義務が発生し、治療に要した医療費の全額を本人に請求することとなる。

このように、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者であり、かつ負担能力があると見込まれるにもかかわらず、職権で生活保護が開始されたことにより治療に要した医療費について保険給付を受けられないことで、本人に予期せぬ支払いが請求されることとなる。こうした事案の発生を未然に防止するため、医療機関等から一報を受けた生活保護部局（他の自治体の生活保護部局含む。以下同じ。）から当該被保険者に係る情報提供等が医療保険部局に対して行われた際は、生活保護部局と適切に連携し、本人の資力の有無が判明し、かつ、本人の資力が活用可能となるまでの間、生活保護部局において職権で生活保護（医療扶助）の開始を決定する代わりに、医療保険部局において当該被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予を最長でも1年間ご活用いただくようお願いする。なお、保険料（税）については、条例改正が必要となることから、追って改正内容についてお示しする。

なお、別添 1 のとおり、医療機関から一報を受けた生活保護部局から医療保険部局に、当該被保険者に係る情報提供が行われることを申し添える。

また、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況等にある者につき、福祉を図るため特に必要があるときには、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 又は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条の規定に基づき、市町村長による後見の開始の審判等の請求が行われることとなる。このため、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りがいないために預貯金を引き出せず、自己負担分を支払うことができない被保険者においては、障害者・高齢者福祉担当部局において成年後見等の申立てを実施する可能性があることから、別添 2 のとおり、その適切な実施に向け、情報共有等に配慮すること。

2 当該取扱いにおける一部負担金の徴収猶予の解釈について

当該取扱いにおける一部負担金の徴収猶予の根拠規定については、国民健康保険においては局長通知の第一の一の 4、後期高齢者医療制度においては高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 33 条第 1 項又は高齢者医療課長通知の第一の 1 のオに該当する事例として取り扱われたい。

なお、当該取扱いにおける被保険者は、局長通知の第一の四又は高齢者医療課長通知の第一の 2 の（1）の「急患、その他やむを得ない特別の理由がある」者に該当すると考えられることから、事前に一部負担金の徴収猶予に係る申請書を提出することを要さないものである。

3 当該取扱いにおける保険料（税）の徴収猶予について

当該取扱いにおいて、一部負担金の徴収を猶予される被保険者については、保険料（税）についても支払能力が十分でないことが想定されるため、その資力の状況が明らかになるまで、必要に応じて保険料（税）についても同様に徴収猶予を活用できないか、柔軟に検討いただくようお願いしたい。

なお、この場合における保険料の徴収猶予の根拠規定については、以下になり取り扱われたい。

（1）国民健康保険

保険料（税）を納付することができない特別の理由があるものとして、「国民健康保険条例参考例の送付について」（令和 6 年 1 月 30 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）等によりお示しした国民健康保険条例参考例第 26 条第 1 項第 4 号又は第 27 条第 1 項第 1 号並びに「国

民健康保険組合規約例について」(昭和 34 年 2 月 20 日付厚生労働省保険局長通知)等によりお示しした国民健康保険組合規約例第 24 条第 1 項第 4 号又は第 25 条第 1 項第 1 号に該当する。なお、条例参考例については今後改正を予定しているため、別途お知らせする。

(2) 後期高齢者医療制度

保険料を納付することができない特別の理由があるものとして、「後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療に関する条例(参考例)の送付について」(令和 6 年 1 月 17 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)等によりお示しした後期高齢者医療に関する条例(参考例)第 22 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号に該当する。なお、参考例については今後改正を予定しているため、別途お知らせする。

マイナンバー法等の一部改正法（令和 5 年法律第 48 号）の概要

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行った。

【改正のポイント】

1. マイナンバーの利用範囲の拡大

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。
※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加
 - 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。**保険医・保険薬剤師に係る事務も含む**
- ⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等

2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限り）についても、マイナンバーの利用を可能とする。
※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加
 - 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。
※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能
- ⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(マイナンバー法、医療保険各法)

- 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
 - 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。
- ⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

4. マイナンバーカードの普及・利用促進

(マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法)

- 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする。
 - 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。
 - 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。
- ⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進

5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

(戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法)

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
 - マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。
- ⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



6. 公金受取口座の登録促進(行政機関等経由登録の特例制度の創設)

(公金受取口座登録法等)

- 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものと取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。
（※ 1）公金受取口座は給付のみに利用。
（※ 2）事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。
- ⇒ デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化

施行期日：公布の日から 1 年 3 月以内の政令で定める日（一部を除く。）

1

マイナンバーカードと健康保険証の一体化 マイナンバー法等の一部改正法（令和 5 年法律第 48 号）

資格確認書の仕組みの整備 【医療保険各法の改正】

- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者（※ 1）が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。

（※ 1）マイナンバーカードを紛失した・更新中の者、介護が必要な高齢者や子どもなどマイナンバーカードを取得していない者、ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合など

（※ 2）資格確認書の有効期間は、1 年を限度として、各保険者が設定することとする。様式は国が定める。（省令事項）

（※ 3）保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できる。（改正法附則規定）

- 発行済みの健康保険証は、改正法施行後 1 年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置を設ける。

特別療養費の支給の通知の仕組みの整備 【国民健康保険法等の改正】

- 健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止する。
- 長期にわたる保険料滞納者（※ 5）に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書（現物給付を特別療養費の支給（償還払い）に変更）の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う規定を整備。
- （※ 4）現在のオンライン資格確認の仕組みでも、医療機関・薬局では、特別療養費の対象者かどうかを確認できる。保険証の廃止後は、特別療養費の対象者は、被保険者資格証明書ではなく、マイナンバーカード又は資格確認書（特別療養費の対象者である旨を記載）を提示して受診。
- （※ 5）長期にわたる保険証滞納者とは、市町村が納付の勧奨、納付相談の実施等により保険料の納付に資する取組を行ったにもかかわらず、特別の事情（災害、病気、事業廃止等）なく、保険料を原則 1 年以上滞納している滞納者。事前通知の仕組みでも、現行の被保険者資格証明書と同様、機械的な運用を行うことなく、保険料の納付に資する取組や特別の事情の有無の把握等を適切に行った上で通知することを周知予定。

- 施行期日：公布の日から 1 年 6 月以内の政令で定める日

（※）公布日：令和 5 年 6 月 9 日

2

健康保険証の廃止について

■令和5年12月12日（火）マイナンバー情報総点検本部（第5回） 総理発言（抜粋）

次に、健康保険証については、総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に、登録済みの全データについて確認を実施しています。本日の武見大臣からの報告では、来年春頃に、不一致データの確認作業を完了する見通しです。

その上で、マイナ保険証への移行に際しては、健康保険証の廃止後も、最大1年間は、現行の保険証が使用可能であるほか、マイナ保険証を保有しない方には、申請によらず、資格確認書を発行します。このように、デジタルとアナログの併用期間をしっかりと設けて、全ての方に安心して確実に保険診療を受けていただける環境をつくります。さらに、暗証番号の設定が不要な顔認証カードの交付や、特急発行の仕組みの構築など、マイナ保険証の円滑な利用に向けて、マイナンバーカードの改善を進めます。

こうした国民の不安払しょくのための各般の措置の進捗状況を踏まえ、法令に基づき、予定通り、現行の健康保険証の発行を来年秋に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとします。

マイナンバーカードは、デジタル社会における公的基盤です。医療分野においても、マイナ保険証は、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療、なりすましの防止など、患者・医療現場にとって多くのメリットがあり、さらに、電子処方箋や電子カルテの普及・活用にとっても核となる、我が国の医療DXを進める上での基盤です。

まずは一度、国民にマイナ保険証を使っていただき、より質の高い医療などメリットを感じていただけるよう、医療機関や保険者とも連携して、利用促進の取組を積極的に行ってまいります。

1

改正マイナンバー法の施行

- 健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年12月2日とする施行期日政令が閣議決定・公布。

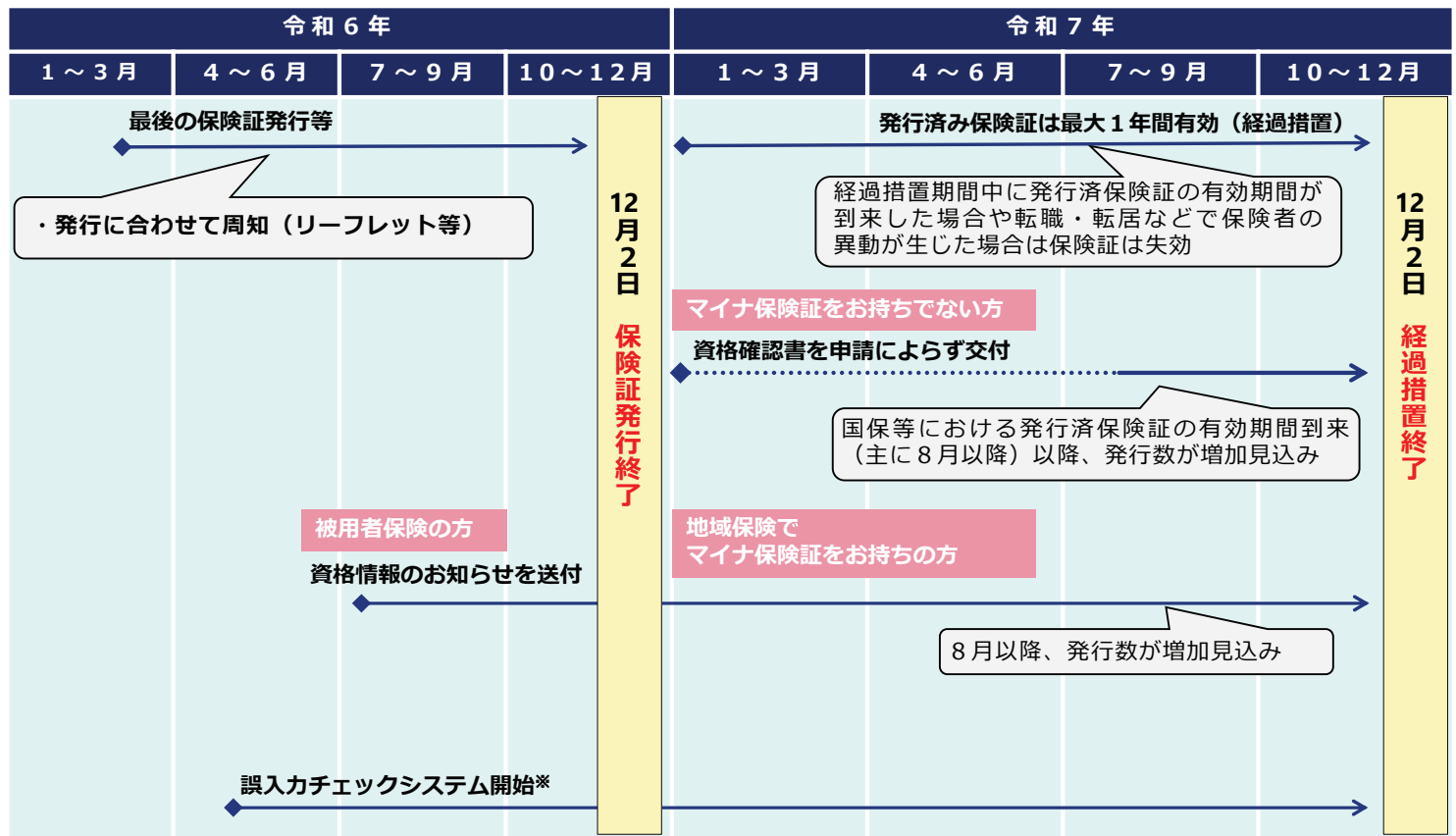
現行の健康保険証の発行については、**令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行。**



国が先頭に立って、医療機関・薬局、保険者、経済界が一丸となり、より多くの国民の皆様がマイナ保険証を利用し、メリットを実感していただけるよう、あらゆる手段を通じてマイナ保険証の利用促進を行っていく。

3

マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応



※ データ登録時に全件住民基本台帳のデータと突合

12

資格確認書の切れ目のない交付について

健康保険証の廃止に際しては、マイナ保険証を保有しない方に、申請によらず資格確認書を発行することとしている。今後、必要なシステム改修等を実施し、以下のA～Cの方々などについて、申請によらず資格確認書を交付する。

※ 詳細は関係機関と調整中

A マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方

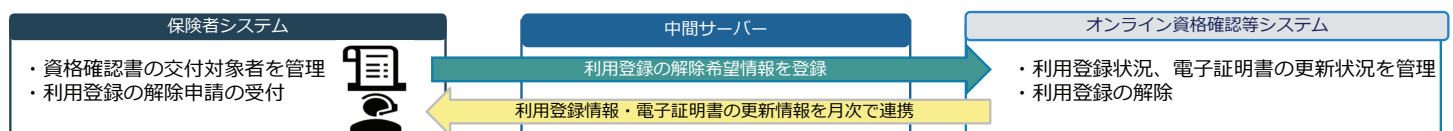
- 実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）は、オンライン資格確認等システムから対象者情報を定期的に保険者へ連携 【令和6年10月頃～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付

B マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方

- 利用登録の解除申請は保険者が受け付けることとする。【令和6年10月頃～】
- 申請を受け付けた保険者は申請者に資格確認書を交付するとともに、医療保険者等向け中間サーバーを通じて対象者情報をオンライン資格確認等システムへ連携。
- 申請から一定期間経過後（申請受付の翌月末を想定）にオンライン資格確認等システムにおいて利用登録を解除。

C 電子証明書の更新を失念した方・マイナンバーカードを返納した方

- オンライン資格確認等システムから対象者情報を定期的に保険者へ連携 【令和6年10月頃～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付
 - ※ 電子証明書の更新を失念した方について、有効期限から一定期間は手元にあるマイナンバーカードを活用して資格確認を行うことができるようにすることを検討。
 - ※ カードの返納者に対しては、返納手続の際に資格確認書の申請を併せて案内。



（注）施行後最大1年間、現行の保険証が使用可能な方には、その間は、資格確認書を交付しない運用を想定。

13